

本人確認書類及び当該事業所に属することが分かる証について

令和4年3月1日から、介護サービス計画作成に係る個人情報提供申請について、電子申請が可能です。電子申請の場合、窓口で資料を受け取る際に、窓口に来た方の本人確認書類及び当該事業所に属することが分かる証が必要になります。以下の内容をご確認ください。

本人確認書類は、介護支援専門員証の原本をお持ちください。

当該事業所に属することが分かる証は、社員証もしくは従業員証の原本をお持ちください。社員証(従業員証)は、社員(従業員)氏名・雇用主(会社名、代表者名、印等)が記載されているものをお持ちください。社員証と従業員証のどちらもお持ちでない場合は、名刺をお持ちください。